

山口市債権管理に関する基本方針

平成28年3月
(令和4年4月改訂)
山口市

目 次

1. 目的	1
2. 基本方針の位置づけ	1
3. 基本方針	2
4. 債権の区分	2
5. 債権の管理	4
6. 徴収不能又は困難な債権の処分	5
7. 債権の適切な管理・回収に向けた検討課題	6
 (資料) 債権区分一覧表	
強制徴収公債権	7
非強制徴収公債権	8
私債権	13

1. 目的

本市においては、平成26年度末での一般会計、特別会計を合わせた収入未済額の合計は約34億円となっており、山口市財政運営健全化計画等に基づき、計画的・効果的な徴収事務に取り組むことにより、市税や国民健康保険料等についての収入未済額は年々減少しています。しかしながら、使用料等の税外債権の収入未済額は高水準のまま推移しており、これら収入未済額の縮減は、財政基盤の確立のための自主財源の確保のみならず、市民負担の公平性と受益者負担の徹底を図る観点からも重要な課題となっています。

また、債権についてはそれぞれの担当部署において管理を行っているところであり、安定かつ確実な歳入の確保を図る観点から、債権の発生から消滅等までを適切に管理する必要があります。

こうした一方、これまで債権の管理に関して基本的かつ全庁統一的な考え方が整理されておらず、法令の解釈や債権の回収に対する取組みなど、各担当部署において対応に差がある状況が生じています。

こうしたことから、本市が保有する債権について、個々の法令上の位置づけ等を整理し、債権を管理するうえでの基本的な取組事項を周知することにより、職員の意識向上を図るとともに、適切な債権管理に資することを目的とし、「山口市債権管理に関する基本方針」を策定します。

2. 基本方針の位置付け

本基本方針の位置づけは、地方自治法及び同法施行令やその他の関係する法令の規定に基づき、債権の管理及び徴収において、取り組むべき基本的な事項等について示すものとなります。

また、本基本方針で取扱う債権は、税以外の金銭債権を対象とします。

□収入未済額の推移（平成23年度～平成26年度）

単位：千円

会計	科目	H23	H24	H25	H26
一般会計	市税	2,121,938	1,947,551	1,755,349	1,676,650
	税外債権	838,344	847,563	837,264	845,281
国民健康保険特別会計	保険料	913,968	898,135	860,501	796,861
後期高齢者医療特別会計	保険料	23,273	22,819	21,181	19,580
介護保険特別会計	保険料	50,427	55,235	59,412	58,411
簡易水道事業特別会計	使用料	1,298	1,310	1,708	2,100
農業集落排水事業特別会計	使用料	6,860	6,664	7,014	7,467
漁業集落排水事業特別会計	使用料	0	4	8	0
地域下水道事業特別会計	使用料	28	10	27	30

3. 基本方針

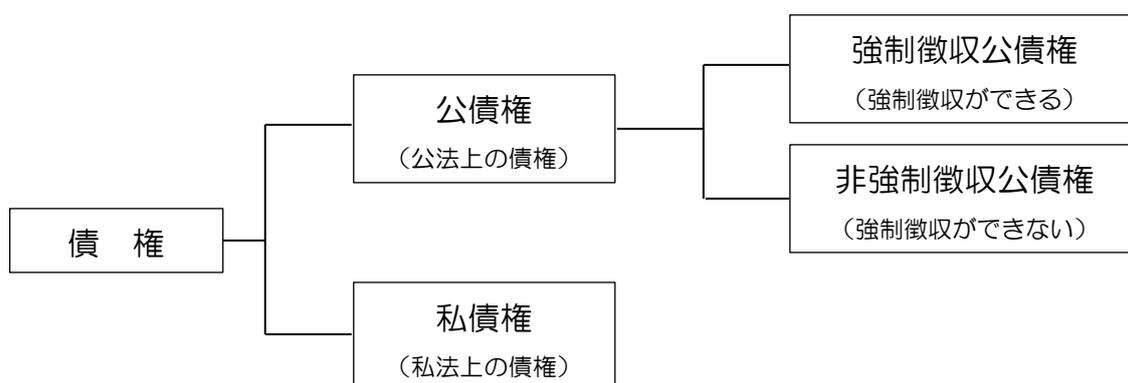
- (1) 公債権と私債権、さらには公債権における強制徴収公債権と非強制徴収公債権の区分を明確化します。
- (2) 債権の区分に応じて、督促・催告や時効管理等、法令上の規定に基づき債権を適切に管理します。
- (3) 時効の完成等、法律上または事実上において、徴収不能若しくは徴収困難であることが明らかになった債権については、法令の規定に基づき適正に不納欠損処理を行います。

4. 債権の区分

地方自治体が保有する債権は、公法上の原因（処分）に基づいて発生する「公債権」と、私法上の原因（契約、不法行為、事務管理、不当利得等）に基づいて発生する「私債権」に区分され、さらに、公債権は強制徴収の可否により「強制徴収公債権」と「非強制徴収公債権」とに区分されます。

この公法上、私法上の判別については、一定程度の考え方はあるものの、具体的な基準等は定まっていないため、個別具体的に法令に規定されているもののほかは、個々の実態を考慮し、判例等を踏まえながら判断する必要があります。

□債権区分イメージ



(1) 公債権

公債権は、地方自治体が裁判を経ることなく強制徴収できる「強制徴収公債権」と、強制徴収できない「非強制徴収公債権」とに区分されます。

地方自治法（以下「自治法」）において、「分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入」は、「地方税の滞納処分の例により処分することができる」とされており、この項に規定されている債権と地方税が「強制徴収公債権」であり、それ以外の公債権は「非強制徴収公債権」となります。

公債権は行政庁の処分によって発生し、相手方の同意を要件とせず、自治体の一方的な意思決定により発生するという点で、自治体に優越的な地位が与えられているという特徴があります。

(2) 私債権

私債権は、民法等の規定により規律される契約等により発生した債権であり、こうした債権は地方自治体の債権であっても私債権とされます。

私債権は両当事者の合意に基づき発生し、地方自治体と市民とが対等な関係であることが前提となります。

□債権の区分による取扱いの概要

区 分	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	私債権
発 生	賦課や処分等、公法上の原因による		契約等、私法上の原因による
督 促	<ul style="list-style-type: none"> ・納期限までに納付しないものには督促しなければならない（自治法231-3-1、自治法施行令171） ・時効更新の効果あり 		
督促手数料	徴収可（自治法231-3-2、山口市督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例）		徴収不可（法的根拠なし）
延滞金	条例による規定のあるものは徴収可（自治法231-3-2、山口市国民健康保険条例等）		徴収不可（遅延損害金として契約又は民法に基づき請求：民法419-1）
回 収	強制徴収可（地方税の滞納処分の例による：自治法231-3-3）	強制徴収不可（強制執行を行う場合、訴訟の提起等、司法上の手続きが必要：自治法施行令171-2）	
時 効	・5年（自治法以外の法令に別の定めのあるものを除く：時効の援用は不要）		5年、10年（不法行為による損害賠償請求権等を除く：時効の援用が必要）
消 滅	時効の完成により絶対的に消滅		時効の援用又は債権放棄（要議決）により消滅

5. 債権の管理

(1) 債権の発生

公債権は賦課、処分、申請により、私債権は申込み、契約により発生します。債権の額の決定＝調定にあたっては、関係書類を十分審査・確認し、正確を期するとともに、法令等の確認を行い、発生する債権の区分を整理します。調定は、債務者に弁済を促す意味からも速やかに事務処理を行い、納入通知書を発出します。

また、債権の内容に応じて、担保や保証人を確保するなど、滞納となることを未然に防ぐ手段を講じます。

(2) 債権の記録

適切に債権を管理していくためには、債権の発生以降の弁済状況や、債務者との交渉記録等の情報を記録しておくことが重要です。

山口市財務規則（以下「財務規則」）では、自治法231条の3第1項及び240条第4項各号に規定する債権以外の債権については、債権が発生し、若しくは市に帰属し、または他の債権者から引継がれたときは、遅滞なく債務者の住所、氏名又は名称、債権金額並びに履行期限その他必要な事項を調査・確認の上、債権管理簿に記載しなければならないと規定されています。この規定に基づくもののほか、債権を適切に管理するための情報については随時内容の充実、工夫を図ることとします。

また、財務規則では債権管理簿の作成が義務付けられていない債権についても、適切な債権管理の観点から、各所管課において必要に応じて債権管理の状況を記録します。

(3) 督促・催告

公債権、私債権を問わず、納期限までに債務の完納がない債務者に対しては、自治法に基づき督促を行わなければなりません。また、財務規則の規定に基づき、督促は書面で行わなければなりません。

財務規則では、納期限から督促状を発出するまでの期間について具体的な規定はありませんが、督促は債務者に弁済の意識があり、滞納額も累積していない滞納初期の段階が効果的であること、強制徴収のできる公債権にあっては督促が行われていることが前提条件であること、また、初回のみではあるが時効更新の効力があることに鑑み、滞納が発生した場合は速やかに督促を行うことが重要です。よって、地方税の例に倣い、納期限後20日以内には督促状を発出することとします。

督促を行っても納付がない場合には、電話や書面、訪問等で催告を行います。催告を行った場合は、催告の時から6か月が経過するまでの間、時効の完成が猶予されます。

こうしたことから、督促、催告を行う場合には、督促状の発行年月日や納期限、送付相手、催告の実施年月日や方法、相手方等の内容の記録を残しておきます。

(4) 債権回収に向けた取組み

ア 納付交渉

納付交渉は、債務者に債務の履行を求め、債務不履行の原因、納付意思、収入や財産の状況の把握等、その後の債権管理を進めていく上で極めて重要です。

また、納期限から時間が経過するほど債権の回収は困難となるため、督促や催告を行っても納付がない場合には速やかに納付交渉を行います。

その際、債務者から様々な申入れや相談を受けることとなりますが、法令上、市にはできるとできないことがあること、納付交渉が不調となった場合には法的手続きを取ること等を相手方にはっきり示し、理解させることが大切です。

そうした一方で、交渉にあたっては言葉使いや態度など、節度を持った対応を心がけ、率直に話ができる雰囲気を作って、相手方の不履行の原因、収入や負債、財産の状況等を確実に聴取し、その裏づけとなる資料の提出を求め、その後の徴収方針の検討の材料とします。

イ 徴収方針の検討、決定

納付交渉の過程で債務者から滞納金の分納や各回の償還金の額の減額の申入れがある場合があります。こうした弁済合意の可能性がある場合には、履行期限の特約・処分（自治法施行令以下「自治令」171条の6、財務規則218条）の措置を講ずることを念頭に交渉を行います。

一方で、債務者が病気で働けない、多額の負債を抱えている等の理由で、徴収が困難であると判断される場合があります。こうした場合には徴収停止（自治令171条の5、財務規則213条）、免除（自治令171条の7、財務規則223条）、の措置を講ずることを念頭に交渉を行います。

これらの措置には適用要件があるので、債務者によく説明して理解させるとともに、適用要件の可否を判断するための裏づけとなる資料の提出を求めます。

上記のほか、納付する資力がありながら債務の履行に応じない者に対しては、法令に基づき対処します。強制徴収公債権については、差押え等の滞納処分を行います。非強制徴収公債権や私債権については、訴訟手続や強制執行等の法的手続きを行います。

その他、債務者に信用不安が生じた場合には、履行期限の繰上げ（自治令171条の3、財務規則207条）、債権の申出（自治令171条の4、財務規則208条）、担保の提供等のその他の措置（自治令171条の4、財務規則209条）等、適切な対応を行います。

6. 徴収不能又は困難な債権の処分

法律上又は事実上、徴収不能若しくは徴収困難であることが明らかになった債権については、財産管理の効率化の観点から、法令の規定に基づき速やかに欠損処理を行います。なお、欠損処理を行えば自治体の債権は消滅することから、その運用については債務者間の公平を期し、厳正かつ公正に行うことが必要です。

欠損処理を行う主なケースは次のとおりです。

(1) 時効による債権の消滅

公債権については、各債権の消滅時効の期限を経過した場合には、時効の援用を要さず、時効が完成し、債権が消滅します。また、私債権については、債務者が時効を援用することにより、時効が完成し、債権が消滅します。

(2) 免除

5-（4）イに記述した債務の免除を行った場合、債権が消滅します。

(3) 債権放棄

あらゆる措置を講じてもお徴収の見込みのない債権については、効率的、合理的な債権管理の妨げとなることから、債権を放棄します。なお、債権の放棄を行うには市議会の議決が必要となります（自治法 96 条）。

7. 債権の適切な管理・回収に向けた検討課題

(1) 組織・体制の検討

滞納を行う債務者は、市への複数の債務を抱えている場合があり、そうした債務者に対しては一体的に対処を行ったほうが効率的であり、実効性があがります。また、判例により債権の法的位置づけが変更になる場合が生じるなど、債権管理については最新かつ正確な知識が必要となります。

こうしたことから、各債権担当課において処理困難な滞納事案に係る事務を集約し、一体的に債権回収等を行うとともに、各債権担当課に対して債権管理に関する助言、指導を行う機能を持つ専門部署の設置を検討します。

また、債権管理の状況の把握や情報の共有を図るとともに、欠損処理等の手続の確実性、透明性の確保のため、債権管理に関する事項を審議、決定する庁内横断組織の設置を検討します。

(2) 人材の育成

債権の管理、回収には一定の法務の知識や技術を備え、それをスキルアップさせていくことが必要となるため、職員を対象とした研修を充実させ、人材の育成を図ります。

(3) 条例等の整備

非強制徴収公債権や私債権については、訴えの提起などの法的措置や権利放棄に関する手続について議会の議決が必要となりますが、これらの手続に関する条例を整備することで事務の効率化を図る自治体が全国的に増えています。本市においても、組織・体制とともにこうした条例等の整備についても検討します。

○強制徴収公債権

		債権の区分		時効期間	
債権名	担当課	債権区分	根拠法令等	時効	根拠法令等
弁償費(行政代執行分)	各課共通	公債権	行政代執行法	5	地方自治法第236条第1項
過料	各課共通	公債権	地方自治法	5	地方自治法第236条第1項
生活保護費返還金 (平成26年7月1日以後に市長が支弁した保護費の費用に係る、生活保護法第78条の規定による徴収金)	地域福祉課	公債権	生活保護法	5	地方自治法第236条第1項
介護保険料	介護保険課	公債権	介護保険法、山口市介護保険条例、山口市介護保険条例施行規則	2	介護保険法第200条第1項
国民健康保険料	保険年金課	公債権	国民健康保険法、山口市国民健康保険条例	2	国民健康保険法第110条第1項
後期高齢者医療保険料	保険年金課	公債権	高齢者の医療の確保に関する法律、山口県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例、山口市後期高齢者医療に関する条例	2	高齢者の医療の確保に関する法律第160条第1項
保育料(認可保育所、認定こども園)	保育幼稚園課	公債権	児童福祉法、山口市立保育所設置及び管理条例、山口市立保育所設置及び管理条例施行規則、山口市立認定こども園設置及び管理条例、山口市立認定こども園設置及び管理条例施行規則	5	地方自治法第236条第1項
未熟児養育医療費自己負担金	子育て保健課	公債権	母子保健法	5	地方自治法第236条第1項
土地改良事業分担金	農林整備課	公債権	土地改良法、山口市土地改良事業分担金徴収条例、山口市土地改良事業分担金徴収条例施行規則	5	土地改良法第39条第7項
小規模治山事業分担金	農林整備課	公債権	地方自治法、山口市小規模治山事業分担金徴収条例	5	地方自治法第236条第1項
林地崩壊防止事業分担金	農林整備課	公債権	地方自治法、山口市林地崩壊防止事業分担金徴収条例	5	地方自治法第236条第1項
林道事業分担金	農林整備課	公債権	地方自治法、山口市林道事業分担金徴収条例	5	地方自治法第236条第1項
港湾占用料	水産港湾課	公債権	港湾法、地方自治法(附則)、山口市港湾区域内占用料等徴収条例	5	港湾法第44条の3第2項の規定により準用する地方税法第18条
漁港使用料 漁港占用料	水産港湾課	公債権	漁港漁場整備法、地方自治法、山口市漁港区域内占用料等徴収条例	5	地方自治法第236条第1項
海岸占用料	水産港湾課	公債権	海岸法、山口市海岸保全区域内占用料等徴収条例	5	海岸法第35条第5項

○強制徴収公債権

		債権の区分		時効期間	
債権名	担当課	債権区分	根拠法令等	時効	根拠法令等
漁港漁場整備事業分担金	水産港湾課	公債権	地方自治法、山口市漁港漁場整備事業分担金徴収条例	5	地方自治法第236条第1項
河川占用料	道路河川管理課	公債権	河川法、山口市準用河川流水占用料等徴収条例	5	河川法第74条第4項 (同法第100条第1項を準用)
道路占用料	道路河川管理課	公債権	道路法、山口市道路占用料徴収条例	5	道路法第73条第5項
分担金(市道及び水路整備事業)	道路河川管理課	公債権	地方自治法	5	地方自治法第236条第1項
下水道使用料	業務課	公債権	下水道法、地方自治法(附則)、山口市下水道条例	5	地方自治法第236条第1項
公共下水道損傷負担金	下水道整備課	公債権	下水道法	5	地方自治法第236条第1項
公共下水道工事負担金	下水道整備課	公債権	下水道法	5	地方自治法第236条第1項
下水道受益者負担金	下水道整備課	公債権	都市計画法、山口市山口地域下水道事業受益者負担に関する条例、山口市秋穂地域下水道事業受益者負担に関する条例、山口市阿知須地域下水道事業受益者負担に関する条例	5	都市計画法第75条第7項
下水道受益者分担金	下水道整備課	公債権	地方自治法、山口市山口地域下水道事業受益者負担に関する条例、山口市秋穂地域下水道事業受益者負担に関する条例、山口市阿知須地域下水道事業受益者負担に関する条例	5	地方自治法第236条第1項

○非強制徴収公債権

		債権の区分		時効期間	
債権名	担当課	債権区分	根拠法令等	時効	根拠法令等
行政財産使用料 公の施設使用料	各課共通	公債権	地方自治法、山口市使用料・手数料徴収条例	5	地方自治法第236条第1項
手数料	各課共通	公債権	地方自治法、山口市使用料・手数料徴収条例、山口市使用料・手数料徴収条例施行規則	5	地方自治法第236条第1項
督促手数料 延滞金	各課共通	公債権	地方自治法、山口市督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例	5	地方自治法第236条第1項
法定外公共物占用料	各課共通	公債権	地方自治法、山口市法定外公共物管理条例	5	地方自治法第236条第1項
総務証明手数料	総務課	公債権	地方自治法、山口市使用料・手数料徴収条例	5	地方自治法第236条第1項

○非強制徴収公債権

債権名	担当課	債権の区分		時効期間	
		債権区分	根拠法令等	時効	根拠法令等
課税証明手数料	市民税課	公債権	地方自治法、山口市使用料・手数料徴収条例	5	地方自治法第236条第1項
納税証明手数料	市民税課	公債権	地方自治法、山口市使用料・手数料徴収条例	5	地方自治法第236条第1項
固定資産課税台帳記載事項証明手数料	市民税課	公債権	地方自治法、山口市使用料・手数料徴収条例	5	地方自治法第236条第1項
固定資産課税台帳の閲覧照合手数料	市民税課	公債権	地方自治法、山口市使用料・手数料徴収条例	5	地方自治法第236条第1項
証明手数料(字の区域の証明)	生活安全課	公債権	地方自治法、山口市使用料・手数料徴収条例、山口市使用料・手数料徴収条例施行規則	5	地方自治法第236条第1項
住居表示台帳閲覧手数料	生活安全課	公債権	地方自治法、山口市使用料・手数料徴収条例、山口市使用料・手数料徴収条例施行規則	5	地方自治法第236条第1項
市営墓地使用料	生活安全課	公債権	地方自治法、山口市営墓地設置及び管理条例	5	地方自治法第236条第1項
阿知須合同納骨塔納骨保管料	阿知須総合支所総合サービス課	公債権	地方自治法、山口市営阿知須合同納骨塔設置及び管理条例	5	地方自治法第236条第1項
斎場使用料	生活安全課	公債権	地方自治法、山口市斎場条例	5	地方自治法第236条第1項
住民基本台帳関係手数料	市民課	公債権	地方自治法、山口市使用料・手数料徴収条例	5	地方自治法第236条第1項
印鑑証明手数料	市民課	公債権	地方自治法、山口市使用料・手数料徴収条例	5	地方自治法第236条第1項
戸籍手数料	市民課	公債権	地方自治法、山口市使用料・手数料徴収条例	5	地方自治法第236条第1項
諸証明手数料	市民課	公債権	地方自治法、山口市使用料・手数料徴収条例	5	地方自治法第236条第1項
臨時運行許可手数料	市民課	公債権	地方自治法、山口市使用料・手数料徴収条例	5	地方自治法第236条第1項
電子証明手数料	市民課	公債権	地方自治法、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律	5	地方自治法第236条第1項
個人番号カード手数料	市民課	公債権	地方自治法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	5	地方自治法第236条第1項
狂犬病予防注射事務手数料	環境衛生課	公債権	地方自治法、山口市使用料・手数料徴収条例	5	地方自治法第236条第1項

○非強制徴収公債権

債権名	担当課	債権の区分		時効期間	
		債権区分	根拠法令等	時効	根拠法令等
飼犬登録事務手数料	環境衛生課	公債権	地方自治法、山口市使用料・手数料徴収条例	5	地方自治法第236条第1項
一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料	資源循環推進課	公債権	地方自治法、山口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	5	地方自治法第236条第1項
一般廃棄物処分業許可申請手数料	資源循環推進課	公債権	地方自治法、山口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	5	地方自治法第236条第1項
浄化槽清掃業許可申請手数料	資源循環推進課	公債権	地方自治法、山口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	5	地方自治法第236条第1項
可燃ごみ収集処理手数料	資源循環推進課	公債権	地方自治法、山口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	5	地方自治法第236条第1項
廃棄物処理手数料	資源循環推進課	公債権	地方自治法、山口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	5	地方自治法第236条第1項
生活保護費返還金 (強制徴収公債権に該当するものは除く)	地域福祉課	公債権	生活保護法	5	地方自治法第236条第1項
中国残留邦人支援給付費返還金	地域福祉課	公債権	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律、地方自治法、山口市中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱細則	5	地方自治法第236条第1項
心身障害児福祉手当返還金	障がい福祉課	公債権	地方自治法、山口市心身障害児福祉手当支給条例	5	地方自治法第236条第1項
特別障害者手当等返還金	障がい福祉課	公債権	特別児童扶養手当等の支給に関する法律、山口市障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する規則	5	地方自治法第236条第1項
やむを得ない事由による措置負担金	障がい福祉課	公債権	知的障害者福祉法、障害福祉サービスに係るやむを得ない事由による措置に関する規則	5	地方自治法第236条第1項
在宅福祉措置費負担金	高齢福祉課	公債権	老人福祉法	5	地方自治法第236条第1項
老人保護措置費負担金	高齢福祉課	公債権	老人福祉法	5	地方自治法第236条第1項
生活支援ハウス利用者負担金	高齢福祉課	公債権	平成12年9月27日付老発第655号厚生省老人保健福祉局長通知	5	地方自治法第236条第1項
介護給付費返還金	介護保険課	公債権	介護保険法	5	地方自治法第236条第1項
児童手当返還金	こども未来課	公債権	児童手当法	2	児童手当法第23条第1項
児童扶養手当返還金	こども未来課	公債権	児童扶養手当法	2	児童扶養手当法第22条

○非強制徴収公債権

債権名	担当課	債権の区分		時効期間	
		債権区分	根拠法令等	時効	根拠法令等
こども園保育料	保育幼稚園課	公債権	地方自治法、山口市立保育所設置及び管理条例	5	地方自治法第236条第1項
へき地保育所保育料	保育幼稚園課	公債権	地方自治法、山口市へき地保育所設置及び管理条例	5	地方自治法第236条第1項
幼稚園授業料	保育幼稚園課	公債権	学校教育法、山口市立幼稚園授業料徴収条例	5	地方自治法第236条第1項
証明手数料	保険年金課	公債権	地方自治法、山口市使用料・手数料徴収条例	5	地方自治法第236条第1項
一般被保険者返納金	保険年金課	公債権	地方自治法	5	地方自治法第236条第1項
退職被保険者等返納金	保険年金課	公債権	地方自治法	5	地方自治法第236条第1項
奨励金返還金	産業立地推進課	公債権	地方自治法、山口市企業立地促進条例	5	地方自治法第236条第1項
農業証明手数料	農業政策課	公債権	地方自治法、山口市使用料・手数料徴収条例	5	地方自治法第236条第1項
鳥獣飼養登録手数料	農業政策課	公債権	地方自治法、山口市使用料・手数料徴収条例	5	地方自治法第236条第1項
都市計画地区証明手数料	都市計画課	公債権	地方自治法、山口市使用料・手数料徴収条例	5	地方自治法第236条第1項
屋外広告物等許可手数料	都市計画課	公債権	地方自治法、山口市使用料・手数料徴収条例	5	地方自治法第236条第1項
土木証明手数料	道路河川管理課	公債権	地方自治法、山口市使用料・手数料徴収条例	5	地方自治法第236条第1項
地籍調査等成果交付手数料	地籍調査課	公債権	地方自治法、山口市使用料・手数料徴収条例	5	地方自治法第236条第1項
低炭素建築物新築等計画(変更)認定申請手数料	開発指導課	公債権	地方自治法、山口市使用料・手数料徴収条例	5	地方自治法第236条第1項
長期優良住宅建築等計画(変更)認定申請手数料	開発指導課	公債権	地方自治法、山口市使用料・手数料徴収条例	5	地方自治法第236条第1項
開発登録簿の写しの交付手数料	開発指導課	公債権	地方自治法、山口市使用料・手数料徴収条例	5	地方自治法第236条第1項
開発許可を受けた地位の承継申請手数料	開発指導課	公債権	地方自治法、山口市使用料・手数料徴収条例	5	地方自治法第236条第1項
建築物の特例許可申請手数料	開発指導課	公債権	地方自治法、山口市使用料・手数料徴収条例	5	地方自治法第236条第1項
予定建築物等以外の建築等許可申請手数料	開発指導課	公債権	地方自治法、山口市使用料・手数料徴収条例	5	地方自治法第236条第1項

○非強制徴収公債権

		債権の区分		時効期間	
債権名	担当課	債権区分	根拠法令等	時効	根拠法令等
開発行為許可申請(変更)手数料	開発指導課	公債権	地方自治法、山口市使用料・手数料徴収条例	5	地方自治法第236条第1項
住宅用家屋証明申請手数料	開発指導課	公債権	地方自治法、山口市使用料・手数料徴収条例	5	地方自治法第236条第1項
優良住宅新築認定申請手数料	開発指導課	公債権	地方自治法、山口市使用料・手数料徴収条例	5	地方自治法第236条第1項
優良宅地造成認定申請手数料	開発指導課	公債権	地方自治法、山口市使用料・手数料徴収条例	5	地方自治法第236条第1項
建築認定等申請手数料	開発指導課	公債権	地方自治法、山口市使用料・手数料徴収条例	5	地方自治法第236条第1項
仮設建築物建築許可申請手数料	開発指導課	公債権	地方自治法、山口市使用料・手数料徴収条例	5	地方自治法第236条第1項
建築物用途変更使用許可申請手数料	開発指導課	公債権	地方自治法、山口市使用料・手数料徴収条例	5	地方自治法第236条第1項
建築物建築等許可申請手数料	開発指導課	公債権	地方自治法、山口市使用料・手数料徴収条例	5	地方自治法第236条第1項
建築物等仮使用承認申請手数料	開発指導課	公債権	地方自治法、山口市使用料・手数料徴収条例	5	地方自治法第236条第1項
建築物等中間検査申請手数料及び特定工程工事終了通知手数料	開発指導課	公債権	地方自治法、山口市使用料・手数料徴収条例	5	地方自治法第236条第1項
建築物等完了検査申請手数料及び工事完了通知手数料	開発指導課	公債権	地方自治法、山口市使用料・手数料徴収条例	5	地方自治法第236条第1項
建築物等確認申請手数料及び計画通知手数料	開発指導課	公債権	地方自治法、山口市使用料・手数料徴収条例	5	地方自治法第236条第1項
建築台帳記載証明手数料	開発指導課	公債権	地方自治法、山口市使用料・手数料徴収条例	5	地方自治法第236条第1項
建築物エネルギー消費性能適合性判定等申請手数料	開発指導課	公債権	地方自治法、山口市使用料・手数料徴収条例	5	地方自治法第236条第1項
建築物エネルギー消費性能向上計画(変更)認定申請手数料	開発指導課	公債権	地方自治法、山口市使用料・手数料徴収条例	5	地方自治法第236条第1項
建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手数料	開発指導課	公債権	地方自治法、山口市使用料・手数料徴収条例	5	地方自治法第236条第1項
要除却認定マンション特例許可申請手数料	開発指導課	公債権	地方自治法、山口市使用料・手数料徴収条例	5	地方自治法第236条第1項
農業集落排水施設使用料	業務課	公債権	地方自治法、山口市農業集落排水処理施設設置及び管理条例	5	地方自治法第236条第1項

○非強制徴収公債権

債権名	担当課	債権の区分		時効期間	
		債権区分	根拠法令等	時効	根拠法令等
漁業集落排水施設使用料	業務課	公債権	地方自治法、山口市漁業集落排水処理施設設置及び管理条例	5	地方自治法第236条第1項
地域下水道使用料	業務課	公債権	地方自治法、山口市地域下水道条例	5	地方自治法第236条第1項
排水設備工事指定工事店申請手数料	業務課	公債権	地方自治法、山口市下水道条例	5	地方自治法第236条第1項
工事審査手数料・指定業者指定申請手数料	水道整備課	公債権	地方自治法、山口市水道事業給水条例	5	地方自治法第236条第1項
下水路占用料	下水道整備課	公債権	下水道法、山口市都市下水路条例	5	地方自治法第236条第1項
簡易水道手数料 (工事検査に係るもの)	阿東簡易水道事務所	公債権	地方自治法、山口市使用料・手数料徴収条例、山口市阿東簡易水道事業給水条例	5	地方自治法第236条第1項
消防関係諸証明手数料	消防本部予防課	公債権	地方自治法、山口市使用料・手数料徴収条例	5	地方自治法第236条第1項
危険物設置許可等申請手数料	消防本部予防課	公債権	地方自治法、山口市使用料・手数料徴収条例	5	地方自治法第236条第1項
農地台帳記録事項要約書の交付手数料	農業委員会事務局	公債権	地方自治法、山口市使用料・手数料徴収条例	5	地方自治法第236条第1項
農地の現況証明手数料	農業委員会事務局	公債権	地方自治法、山口市使用料・手数料徴収条例	5	地方自治法第236条第1項
耕作証明手数料	農業委員会事務局	公債権	地方自治法、山口市使用料・手数料徴収条例	5	地方自治法第236条第1項
相続税・贈与税猶予証明手数料	農業委員会事務局	公債権	地方自治法、山口市使用料・手数料徴収条例	5	地方自治法第236条第1項
農地台帳の閲覧照合手数料	農業委員会事務局	公債権	地方自治法、山口市使用料・手数料徴収条例	5	地方自治法第236条第1項

○私債権

債権名	担当課	債権の区分		時効期間※	
		債権区分	根拠法令等	時効	根拠法令等
普通財産貸付料 貸地貸家料	各課共通	私債権		5 (10)	民法第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
物品・冊子売捌収入	各課共通	私債権		5 (10)	民法第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
山口市全図売捌収入 地図販売収入	各課共通	私債権		5 (10)	民法第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
山口市名刺台紙売捌収入 市史売捌収入	各課共通	私債権		5 (10)	民法第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)

※令和2年3月31日以前に行われた法律行為を原因として生じた債権については、従前の例による

○私債権

債権名	担当課	債権の区分		時効期間※	
		債権区分	根拠法令等	時効	根拠法令等
複写機・印刷機使用料収入	各課共通	私債権		5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
電話料金収入	各課共通	私債権		5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
電気料金収入	各課共通	私債権		5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
水道料金収入	各課共通	私債権		5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
ガス料金収入	各課共通	私債権		5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
売電収入	各課共通	私債権		5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
ネーミングライツ料収入	各課共通	私債権		5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
講座受講料・参加料	各課共通	私債権		5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
基金積立金利子	各課共通	私債権		5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
個人情報・情報公開コピー 作成料	広報広聴課	私債権	山口市個人情報保護条例、山口市 情報公開条例	5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
ウェブサイト広告掲載料収入	広報広聴課	私債権		5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
泉源土地賃借料	観光交流課	私債権		5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
中国自然歩道管理委託料	観光交流課	私債権		5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
温泉分湯料	観光交流課	私債権		5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
指定管理者納付金	観光交流課	私債権		5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
市美術展覧会出展料収入	文化交流課	私債権		5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
市営墓地清掃手数料	生活安全課	私債権	山口市営墓地設置及び管理条例	5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
住宅新築資金等貸付金	人権推進課	私債権		5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
同和福祉援護資金貸付金	人権推進課	私債権		5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)

※令和2年3月31日以前に行われた法律行為を原因として生じた債権については、従前の例による

○私債権

債権名	担当課	債権の区分		時効期間※	
		債権区分	根拠法令等	時効	根拠法令等
祖父地区飲料水供給施設工事分担金	環境衛生課	私債権	山口市祖父地区飲料水供給施設工事分担金徴収条例	5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
ごみ・資源収集カレンダー広告料	資源循環推進課	私債権		5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
資源物売払収入	資源循環推進課	私債権		5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
リサイクルプラザ不用品再生販売収入	資源循環推進課	私債権		5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
災害援護資金貸付金元利収入	地域福祉課	私債権	災害弔慰金の支給等に関する法律、山口市災害弔慰金の支給等に関する条例	5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
生活保護つなぎ資金貸付金元金収入	地域福祉課	私債権		5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
成年後見制度利用支援事業申立費用本人負担分	高齢福祉課・障がい福祉課	私債権	非訟事件手続法	5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
シルバーハウジング生活援助員派遣事業収入(入居者負担金)	高齢福祉課	私債権		5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
第三者納付金	介護保険課	私債権	介護保険法	5 (20)	民法 第724条の2 (第167条)
一般被保険者第三者納付金	保険年金課	私債権	国民健康保険法	5 (20)	民法 第724条の2 (第167条)
退職被保険者等第三者納付金	保険年金課	私債権	国民健康保険法	5 (20)	民法 第724条の2 (第167条)
重度心身障害者医療高額療養費収入	保険年金課	私債権		5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
乳幼児医療高額療養費収入	保険年金課	私債権		5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
ひとり親家庭医療高額療養費収入	保険年金課	私債権		5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
こども医療高額療養費収入	保険年金課	私債権		5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
休日・夜間急病診療所使用料	健康増進課	私債権	山口市休日・夜間急病診療所設置条例	5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
休日・夜間急病診療所手数料	健康増進課	私債権	山口市休日・夜間急病診療所設置条例	5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
児童クラブ保育料	こども未来課	私債権	山口市放課後児童クラブ運営規則	5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)

※令和2年3月31日以前に行われた法律行為を原因として生じた債権については、従前の例による

○私債権

債権名	担当課	債権の区分		時効期間※	
		債権区分	根拠法令等	時効	根拠法令等
児童クラブ開所時間延長利用料	こども未来課	私債権	山口市放課後児童クラブ開所時間延長事業実施要綱	5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
延長保育料	保育幼稚園課	私債権		5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
こども園延長保育料	保育幼稚園課	私債権		5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
広域入所受託料	保育幼稚園課	私債権		5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
へき地保育所早朝居残り保育料	保育幼稚園課	私債権		5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
緊急一時保育利用料	保育幼稚園課	私債権		5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
保育園実習関係雑入	保育幼稚園課	私債権		5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
職員給食費	保育幼稚園課	私債権		5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
公立保育園副食費	保育幼稚園課	私債権		5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
こども園副食費	保育幼稚園課	私債権		5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
へき地保育所副食費	保育幼稚園課	私債権		5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
幼稚園給食費	保育幼稚園課	私債権		5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
廃食油売払収入	保育幼稚園課・教育総務課	私債権		5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
子育て支援短期事業利用者負担金	子育て保健課	私債権		5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
母子生活支援施設徴収金	子育て保健課	私債権	山口市母子生活支援施設の入所に関する規則	5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
融資資金貸付金	ふるさと産業振興課	私債権		5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
新規就農者技術習得施設研修生専用住宅使用料	農業政策課	私債権	山口市徳地新規就農者技術習得支援施設設置及び管理条例	5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
松茸採取権料	農林整備課	私債権		5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
林業関係雑入	農林整備課	私債権		5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)

※令和2年3月31日以前に行われた法律行為を原因として生じた債権については、従前の例による

○私債権

債権名	担当課	債権の区分		時効期間※	
		債権区分	根拠法令等	時効	根拠法令等
立木補償金収入	農林整備課	私債権		5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
分収林地育林事業貸付金	農林整備課	私債権	山口市分収造林地育林事業資金貸付条例	5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
分収益	農林整備課	私債権	分収林特別措置法	5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
ため池保険料	農林整備課	私債権		5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
団体営土地改良受託事業収入	農林整備課	私債権		5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
入漁料	水産港湾課	私債権	山口市大原湖入漁条例	5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
水産業関係雑入	水産港湾課	私債権		5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
街区基準点関係雑入	地籍調査課	私債権		5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
市営住宅使用料	建築課	私債権	山口市営住宅条例	5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
市営住宅駐車場使用料	建築課	私債権	山口市営住宅条例、山口市営住宅条例施行規則	5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
賃料相当損害金	建築課	私債権		3 (20)	民法 第724条第1号 (第724条第2号)
水道料金	業務課	私債権	山口市水道事業給水条例	5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
融資あっせんの連帯保証人に対する求償権	業務課	私債権	山口市集落排水水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給に関する規則	5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
移設補償金	水道整備課	私債権		5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
第三者行為による配水管破損補償金	水道整備課	私債権		3 (20)	民法 第724条第1号 (第724条第2号)
加入金	水道整備課	私債権	山口市水道事業給水条例	5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
消化ガス売却収益	下水道施設課	私債権		5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
給水加入金	阿東簡易水道事務所	私債権	山口市阿東簡易水道事業給水条例	5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)

※令和2年3月31日以前に行われた法律行為を原因として生じた債権については、従前の例による

○私債権

債権名	担当課	債権の区分		時効期間※	
		債権区分	根拠法令等	時効	根拠法令等
簡易水道使用料	阿東簡易水道事務所	私債権	民法、山口市阿東簡易水道事業給水条例	5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
簡易水道手数料 (給水契約申込みに係るもの)	阿東簡易水道事務所	私債権	山口市阿東簡易水道事業給水条例	5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
山口市奨学基金返還金	教育総務課	私債権	山口市奨学金貸与条例	5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
学校給食費	教育総務課	私債権	山口市学校給食費条例	5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
給食配送車使用料	教育総務課	私債権		5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)
教員住宅使用料	教育施設管理課	私債権	山口市立学校教員住宅使用規程	5 (10)	民法 第166条第1項第1号 (第166条第1項第2号)

※令和2年3月31日以前に行われた法律行為を原因として生じた債権については、従前の例による